

静岡県告示第446号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和元年12月27日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類（通称名MPHP-2201、MPHP-2201）	令和元年12月27日
2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類（通称名4-Chloro-N-butylcathinone）	令和元年12月27日
3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類（通称名3-HO-PCE）	令和元年12月27日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。